PUBLIC INFORMATION

聖籠町

町のイメージキャラクター

緑丸　百合若　はなちゃん

聖籠町公式SNS

新型コロナウイルス感染症
関連情報はこちらから
町ホームページ

最高の仲間との思い出を胸に

３月２日（水）、聖籠中学校で卒業式が行われました。

卒業生の皆さんが力強く自分の道を切り開き、ますます輝いていくことを心からお祈りします。

広報せいろう 2022 4 April No.549

令和４年２月末現在の人口の動き

●人口　13,793人（前月比−21人）　男 6,919人（−6人）
（外国籍除く）　（前年比−36人）　女 6,874人（−15人）

●外国人人口 250人（前月比−1人）男 118人（−1人）女 132人（±0人）
●世帯数 4,865世帯（外国人のみの世帯含む）

令和４年度 一般会計予算は 76億9,500万円 住みよいまちづくりに向けスタートします

令和４年度の予算が３月定例議会で審議され、一般会計予算は76億9500万円、また特別会計予算は６会計合計44億6163万5千円が議決されました。

住みよいまちづくりのために、皆さんの税金がどのようにして使われるのかその概要をご紹介します。お気づきの点、お問い合わせは、役場総合政策課（財政係）までご連絡ください。

☎27－1954（直通）

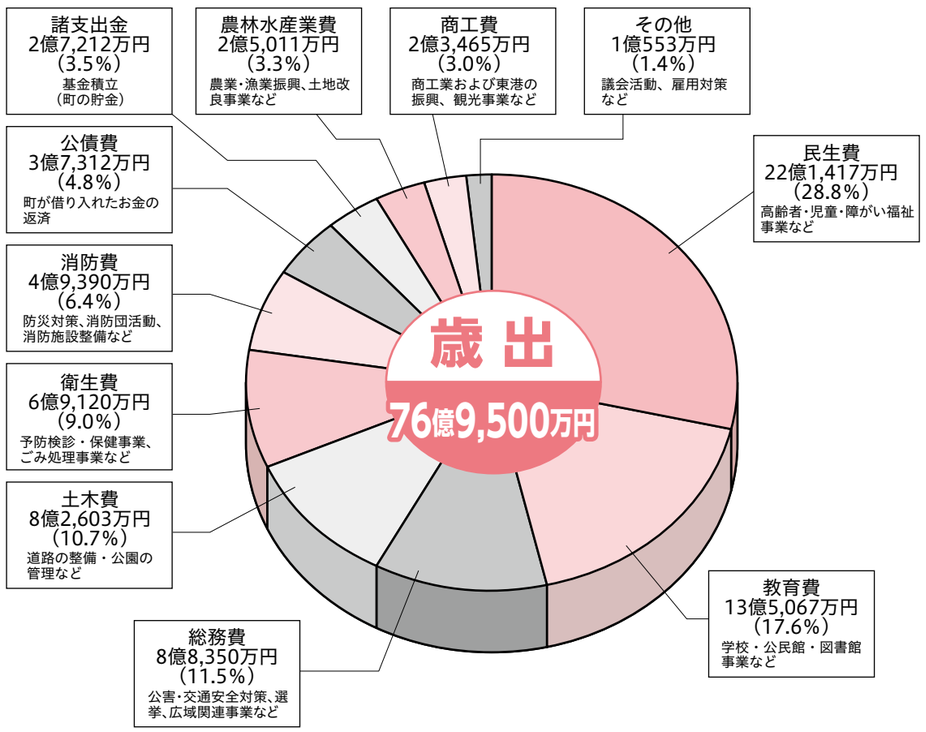

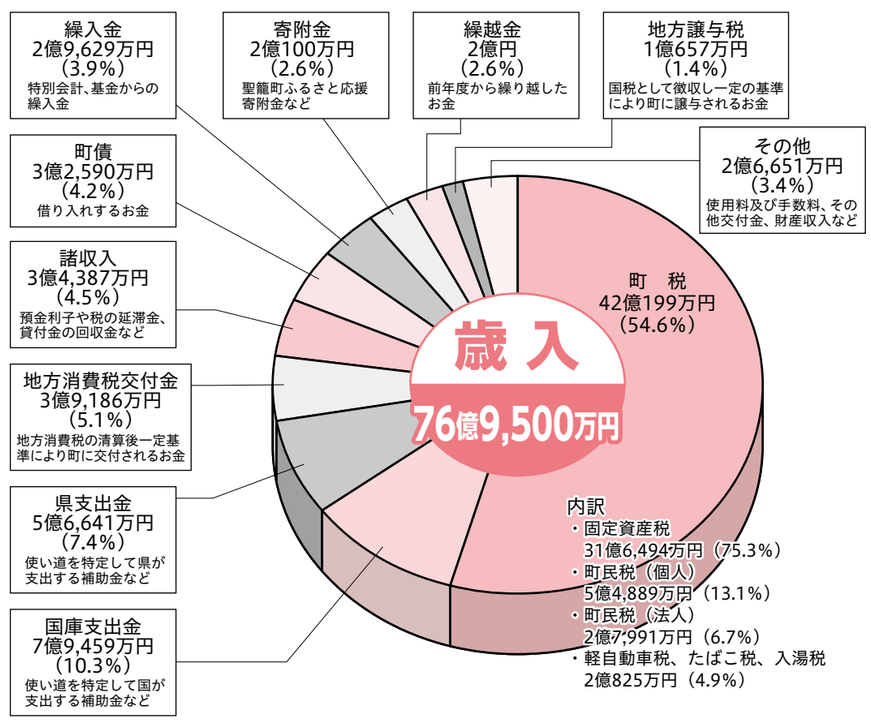

令和４年度 基金および町債の状況

基金の状況（一般会計）

（単位：万円）

名称	令和3年度末 残高見込額	令和4年度増減見込額 積立見込額	令和4年度増減見込額 取崩見込額	令和4年度末 残高見込額
財政調整基金	61,793	93	4,000	57,886
減債基金	8,469	15		8,484
災害救助基金	12,694			12,694
土地開発基金	6,410	12		6,422
道路整備基金	197	100		297
教育振興基金	320	1		321
公共用施設整備基金	3,326	100		3,426
公共用施設維持基金	13,325			13,325
地域福祉基金	3,671	7		3,678
聖籠観音の湯ざぶ～ん館維持基金	1,155	1,200	1,000	1,355
町営住宅及び共同施設維持基金	26,237	2,730		28,967
ふるさと応援基金	21,310	20,001	21,309	20,002
国営加治川用水地区土地改良事業基金	12,652	1,580		14,232
感染症対策基金		1,373		1,373
企業立地促進基金	2,181		2,180	1
国民健康保険高額医療費貸付基金	200			200
一般旅券発給等事務証紙等購買基金	50			50
合計	173,990	27,212	28,489	172,713

町債の状況

（単位：万円）

名称	令和3年度末 残高見込額	令和4年度増減見込額 起債見込額	令和4年度増減見込額 元金償還見込額	令和4年度末 残高見込額
一般会計	243,353	32,590	36,157	239,786

●基金

町の貯金にあたる基金については、一般会計における総額で令和３年度末から1277万円の減額となる17億2713万円を見込んでいます。

●町債

町の借金にあたる町債については、新たに3億2590万円を借り入れる予定ですが、3億6157万円の返済を行うため、残高は、令和3年度末から3567万円減額となる23億9786万円となる見込です。

会計名		予算額
国民健康保険	事業勘定	13億3,311万円
	施設勘定	1億776万円
介護保険		13億391万円
後期高齢者医療		1億309万円
県営開拓パイロット事業		994万円
下水道事業	収益的支出	7億1,700万円
	資本的支出	4億8,964万円
水道事業	収益的支出	3億3万円
	資本的支出	9,716万円

令和４年度特別会計予算は計44億6164万円

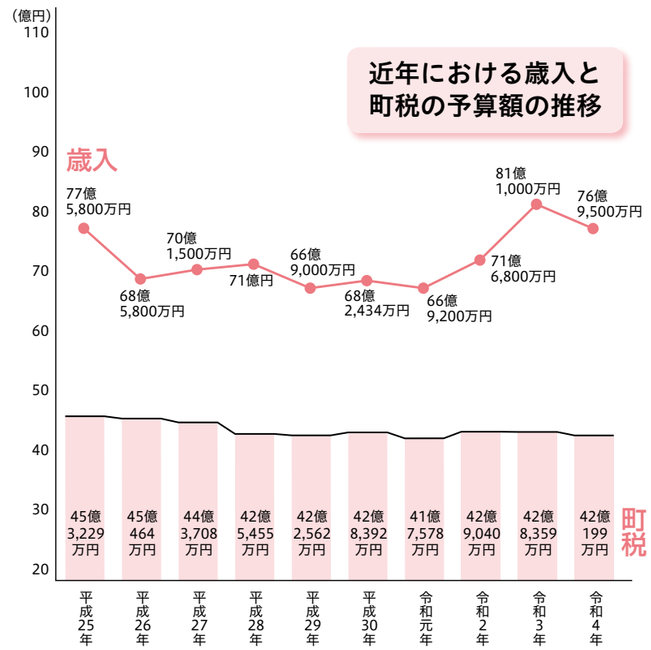

令和４年度は、引き続き財政健全化に向けた行財政改革を継続することで財源を確保し、「町民の安心安全を最優先に取り組む」、「教育・福祉などの分野も知恵を出し、効率的に充実を図る」、加えて「新型コロナウイルス感染症から町民を守る」という考えを基軸に、総合計画の基本理念「生まれて良かった　住んで良かった聖籠町」を目指す予算編成を行いました。

令和４年度予算で、町民の皆さんに密接に関わる事業を紹介します。

「子どもへ」「福祉へ」「未来へ」
～いのち・こころ・財産を　守り、幸福度を高める～

「生まれてよかった 住んで良かった」と思える町に

まちづくりの４つの目標

- 安心で安全な生活ができる町
- 希望と活気にあふれる町
- 心豊かに暮らせる町
- 多様な文化が育まれる町

将来像（実現のための施策）

- 安全で快適な生活環境の創造
- 誰もが幸せに暮らせる社会の実現
- 未来を創る子どもの育成
- 豊かさと活力を創出する産業の振興
- 持続可能な行財政運営

第５次聖籠町総合計画のまちづくりの体系図

子どもへの投資

拡充　子どもの「考える力」の向上へ　3948万円

先生方の負担軽減により先生と子どものふれあう時間を確保し、思考力向上につながる基礎学力の向上のため、先生方へのサポート体制として、教育指導主事、教育活動支援員、地域教育担当主事、各校へのスクールサポートスタッフ配置の継続のほか、次のとおり強化します。

- 新たに教育相談員を配置し、児童、生徒の相談体制を強化します。
- 教育指導主事を１名増員し、学校との連携を強化します。

継続　介助員の適正な配置　5390万円

特別支援教育の充実を図るため、適正な配置に努めます。

拡充　タブレット端末を活用した教育の充実　3734万円

小中学校の全児童生徒に配備したタブレット端末による次代の教育を着実に推進します。

また、タブレット活用をさらに進めるため、教職員用タブレット端末と校務で使用しているパソコンについて、セキュリティを確保しながらデータ連携を行う予算を計上するとともに、自主学習を強化するＡＩドリルに掛かる保護者負担の軽減を図ります。

継続　児童生徒の登下校支援　1480万円

児童生徒の安全確保を目的に、小学校の遠距離通学児童の登下校支援と、中学校の冬期通学バスの運行を行います。

継続　外国語教育の充実・英語を通じたふれあい　1135万円

英語指導助手（ＡＬＴ）を２名体制とすることで、幼児期から中学校までを通してネイティブスピーカーによる充実した英語教育環境を構築します。

新規　英語検定料の補助　24万円

小中学校の児童生徒の英語力、英語学習意欲の向上を目指し、検定料の２分の１を補助することで英語検定受検を促進します。

継続　就学援助制度の充実　1748万円
※うち国県補助　24万円

経済的に困窮している家庭に、安心して就学できる教育環境を提供します。（令和３年度に認定基準を緩和）

新規　校務支援システムの導入　369万円

新発田市などとの広域的な連携により校務支援システムを導入し、教職員の負担軽減を図ります。

新規　私立認定こども園における障がい児保育支援　1200万円

介助が必要な児童に介助員等を配置した私立認定こども園に対して、その人件費を補助することで、障がい児の福祉向上を図ります。

新規　私立認定こども園における給食費負担の軽減　571万円

新しい子育てシステムの移行に伴う激変緩和措置として、園児（３～５歳児）の給食費について、私立認定こども園と町立幼稚園との差額を私立園に対し３か年限りの段階的補助を行うことで、私立園に通う園児の保護者に対する給食費負担の軽減を図ります。

拡充　第３子以降に対する給食費の補助　822万円

第３子以降（中学校まで）に対する給食費補助について、私立認定こども園へ通う世帯も対象とすることで、多子世帯の経済的負担の軽減を図ります。

◆教育未来課の新設

子どもへの投資の大きな柱は学力の向上です。そのために先生方が子どもとしっかり向き合える時間を確保できるよう、補助スタッフの配置などの支援体制を強化してきました。令和４年度からは、学校現場と直接関わり指導助言を行う「教育未来課」を新設して更なる教育環境の向上に努めます。

◆新しい子育てシステムのスタート

保護者ニーズに対応した保育・教育サービスの提供を目指し、新しい子育てシステムがスタートします。０～５歳児まで同じ園での保育が可能となり、兄弟姉妹の別園への送迎問題も解消するほか、公立・私立のそれぞれの特色による幼児教育・保育サービスを提供することで子育て環境の充実を図ります。

福祉への投資

継続 **新型コロナウイルスワクチンの接種・体制整備**
6477万円
※うち国県補助 6477万円
新型コロナウイルスワクチンの接種体制を構築します。

拡充 **産後ケア・育児サポート**
102万円
※うち国県補助 50万円
産後も安心して子育てができるよう、医療機関や助産師と連携し、心身のケアや育児サポートを拡充します。
令和4年度は助産師による訪問ケアを追加します。

見直し **子宮頸がんワクチン接種事業**
604万円
接種対象者等へ適切な情報提供のもと、積極的な勧奨（個別勧奨）を行います。なお、これまで積極的な勧奨がされなかった方に対しても、対象年齢の引き上げとともに勧奨を実施する予定です。

拡充 **任意予防接種事業**
335万円
インフルエンザ予防接種の助成対象者を中学生までを高校生までに、おたふくかぜ予防接種の助成回数を年1回から年2回に拡充します。

拡充 **高齢者向け口腔ケア事業**
17万円
運動教室や地域の茶の間などで実施してきた口腔ケア教室について、実施対象とする事業や回数を増やすことで、高齢者の口腔機能の向上を図り、フレイル予防に取り組みます。

新規 **新たな介護予防サービスの実施**
159万円
※うち国県補助 55万円
高齢者の生活機能の維持・改善のため、運動機能訓練・栄養指導・口腔ケアに一体的に短期集中でアプローチする介護予防サービスを提供します。

公共施設の更新など

新規 **聖海荘の施設・設備改修工事**
1317万円
経年劣化により傷みの激しいセメント瓦、車寄せ屋根および機械室外扉の修繕を行います。また、トイレに温水洗浄便座を取り付け、利用者の利便性向上を図ります。

新規 **消雪パイプ設置に関する工事**
2189万円
※うち国県補助 804万円
山大夫二本松線外3路線の消雪パイプ等設置工事を行います。

継続 **蓮潟金清水線の道路改良工事**
9977万円
※うち国県補助 5000万円
引き続き、計画的に工事を行います。

新規 **道路改良・舗装工事**
8972万円
※うち国県補助 3804万円
寺島網代浜線等の道路改良・舗装工事を行います。

新規 **せいろう幼稚園の教室等床改修工事**
464万円
幼稚園施設の保育環境の向上を図るため、教室や教務室の床を改修します。

継続 **給食調理場施設設備改修工事**
2608万円
老朽化した給食調理場施設（炊飯設備、蒸気ボイラー）の更新工事を行います。

新規 **聖籠野球場内野改修工事**
138万円
コンディションが悪い内野の一部について表層土を入れ替えます。

未来への投資
安心・安全の確保

継続 **デジタル同報系防災行政無線整備事業**
1億6351万円
経年劣化で部品調達が困難となっている防災行政無線をデジタル化します。町内58か所に設置している屋外スピーカーと戸別受信機を順次更新します。（3年継続事業の2年目）

新規 **小型動力ポンプ付普通積載車の購入**
1367万円
消防力向上のため、35年経過し放水力が低下したポンプ車1台を小型動力ポンプ付普通積載車に入れ替えます。

継続 **通学路への防犯カメラ設置**
376万円
※うち国県補助 90万円
小中学校通学路の安全確保のため、必要箇所に防犯カメラを順次設置します。
令和2年度からの3年目の設置となります。

新規 **亀代小学校ガス管更新工事**
759万円
※うち国県補助 178万円
老朽化したガス管の更新工事を行います。

新規 **中学校外壁改修工事**
304万円
生徒の安全を確保するため、落下する恐れのある外壁を改修します。

新規 **町民会館自動火災報知設備更新工事**
704万円
町民会館に設置されている自動火災報知設備を順次更新します。

新規 **藤寄地内配水管布設替工事【水道事業会計】**
5288万円
県道に埋設されている老朽化した配水管を地震に強い耐震管に入れ替えます。

その他の事業

継続 **暮らし応援事業**
5000万円
令和3年度に引き続きコロナ禍対応を含めた地元経済支援と人口増加策としての移住・子育て支援など総合的な施策として、住宅取得、リフォーム、空き家の活用などをされる方に補助を行います。

新規 **行政手続のオンライン化事業**
2090万円
※うち国県補助 1045万円
国が示す自治体DX推進計画に基づき、子育て・介護関連の26手続などについて、マイナンバーカードを用いたオンライン手続を可能とするために情報機器の整備を行います。

新規 **農産物販路拡大支援事業**
100万円
農産物の安全性や品質の高さを生産者等が自ら消費者にアピールし、顧客の確保や販路拡大を図る取り組みを支援します。

拡充 **松くい虫伐倒駆除（くん蒸）処理補助事業**
300万円
松くい虫被害木の伐倒駆除（くん蒸）に対する補助金について、上限額を3万5000円から10万円に引き上げます。

新規 **町の歴史・文化財の広報活動推進**
71万円
町の歴史や文化財のさらなる広報活動推進のため、「社会教育だより」に連載している文化財啓発マンガの発刊とともに、昨年度制作した子ども向け町文化財PR動画のデータを活用した詳細版動画を制作します。

現在検討・見直しを進めている事業など

◇町公共施設の検討・見直し
これまで庁内ワーキングなどでの検討を行ってきましたが、新年度で予定している長寿命化委託事業の報告を踏まえながら、施設ごとにその必要性や利用状況、維持管理費など、包括的に検討し、施設の見直しに取り組みます。

◇行財政改革の効果検証・見直し
平成31年2月に策定した行財政改革大綱について、効果検証のうえ、大綱の見直しを行います。

お問い合わせ　役場総合政策課　財政係（内線２６４）

コロナ禍の今こそ考えよう

～電子メディアとおうち時間～

新型コロナウイルス感染症の感染拡大は、私たちの暮らしを大きく変えました。

行動自粛・休校休園などにより、子どもたちの遊びや家庭での過ごし方を多くの大人が悩み、そして、向き合っているのではないでしょうか。

町では全国でもいち早く、小中学校全児童・全生徒にタブレット端末を配備しました。これにより授業や家庭学習の形も大きく変わりました。

「聖籠町地域学校保健委員会」では、すでにあらゆる電子メディア※が溢れる暮らしの中で、さらに子どもたちの学習時間･読書時間が減少し、ゲーム時間が大幅に増大していることに危機感を持ち、生活リズムの乱れや視力低下、体力・筋力低下など子どもたちの健康への影響について話し合いました。

私たちや子どもたちの暮らしに何が起きているか、今こそ地域と学校・園とで一緒に考え、新たな生活様式の良い側面を増やしていきましょう。

電子メディアの悪い影響

電子メディア漬け

子どものからだ

視力・立体視力の低下、
身体能力の低下（筋力やバランス）
自律神経が育たない（体温調整不良）、
五感が育たない・歪んでしまう

子どもの脳とこころ

情報量の多さで脳に過剰な負荷がかかる
コミュニケーション能力が育たない、
キレやすい・暴力的、記憶力低下による
学力の低下、自己肯定感の低下

子どもの様々な問題につながることも…

- メガネやコンタクトレンズがないと生活できない
- 距離感が分からず飛んできたボールをキャッチできない
- 熱中症や低体温
- 授業中座っていられない
- 友人ができない、トラブルに巻き込まれる
- 目が合わない、人に興味が無くなる
- いじめ
- 不登校
- 引きこもり　　など

参考：『ネットに奪われる子どもたち～スマホ社会とメディア依存への対応～』清川輝基　編著

こんなルール作りは危険かも…

- 何かの引き換えでゲーム時間を延ばす許可をする
- 罰として取り上げる、与える　を繰り返す
- 一方的にルールを大人が決めてしまう
- 大人の都合でルールを変えてしまう

→保護者が一方的に制限を設けるのではなく、お子さんが今どれくらいの時間をメディアに費やしているか把握し、お子さんと保護者が一緒に話し合って決めることが大切です。

※**電子メディア**・・・テレビ・DVD・ビデオ・携帯電話・スマートフォン・タブレット・パソコン・各種ゲーム機など

電子メディアに頼りすぎないためには、どうやっておうち時間を過ごせばいいの？
～地域学校保健委員会からのヒント～

地域学校保健委員会とは…

町が抱える学校保健課題に対し、幼稚園・小中学校、さらに地域も一丸となって保健活動を行うことを目的として、平成19年度より設立している委員会です。

幼稚園より

・親子で一緒にゆったりと過ごし家庭で人とのかかわり方を身につけていく大切な時期です。
・目と目を合わせての会話を大事にしましょう。
・親子でのスキンシップ遊びを大事にしましょう。
・スマホでの子守は控え天気の良い日は戸外に出て体をたくさん動かして遊びましょう。
・絵本の読み聞かせの時間を大切にしましょう。
・親子で一緒に散歩に出かけ五感で周りの自然を感じ取る機会をたくさん作りましょう。
・スマホやゲーム機を使うときは、親子で約束を決め時間を守って使いましょう。

中学校より

聖籠中学校では月に1度、「家読デー」の取組を実施しています。土日のどちらか1日、15分以上本に親しむ機会をもち、またその感想を書き留めるという取組です。

「読書」には「語彙力や文章力を養う」、「教養や知識を身に付ける」、「集中力や記憶力を高める」など、たくさんのメリットがあります。さらに、受け身であっても情報が流れるように入ってくる電子メディアに比べ、読書では文字から場面や心情を想像することが求められます。そういったことで育まれる「想像力」は、生徒たちの今後の成長においても非常に重要なものになるのではないでしょうか。

ぜひこの「家読デー」をきっかけに、読書習慣を身に付けていってほしいと思います。

保健師より

子どもが小さいうちは、手に触れ、握り、投げる、蹴る、などの感覚を刺激し、立体的に多くの自然を見て聞いて、やり取りから五感を育てる時期です。

例えばままごとで、はじめは舐めたり投げたりですが、その中で「おいしいね」「ちょうだい」「どうぞ」などのやり取り・ことばを学び、野菜を切ったり煮たりの動作をマネするようになり、お母さんに食べてほしいという愛着表現を伝える力を学んでいきます。

蓮野小学校より

小学校では、電子メディアの使用時間や就寝時刻などを見直し、よりよい生活習慣をつくるための取組を行っています。

電子メディアの使用時間、学習の時間、家族の時間など1日の時間の使い方をその機会ごとにお子さんと一緒に考えていただけたらと思います。

ぜひ、電子メディアを使用しないカードゲームなどの遊びや、外遊びを取り入れて過ごしてみてください。

山倉小学校より

メディア機器から離れ、リアル（現実）の生活を見直してみませんか？たくさんいいことがあります！

①外 遊 び…五感や体力を育て、毎日が新しい発見や体験の連続です。
②生活リズム…しっかり遊ぶとぐっすり眠り、よく食べるようになります。
③集団遊び…ことばや運動能力、社会性（ルールを守る）、相手を思いやる心などが育ちます。
④お手伝い…親子のかかわりで、生活能力や役立ち感が養えます。

※公益社団法人　日本小児科医会リーフレットより

亀代小学校より

週に1回程度、ゲームやタブレットなどに触れない「ノーメディアデー」の設定をしてみたり、トランプやウノなどのカードゲームを通して、家族団らんの時間を作ってみたりすることもオススメです。ゲームやタブレット以外に楽しめることを家族全員で見つけることがポイントです。

公園で体を動かして遊ぶ、雪遊び、虫とり、友達と鬼ごっこをするなど、外での体験活動がお子さんの五感や体力を高めます。

おすすめ　コロナ禍の子どものあそび

・外でからだを使ったあそび
　… 散歩やボール遊び
・折り紙・粘土・パズル・塗り絵
・家族で読書時間をつくる
・家族でできるカードゲームやボードゲーム
・テレビ鑑賞も家族団らんに
・海で波の音を聞きながら砂遊びや貝殻拾い
・地域の行事には積極的に参加する

お問い合わせ　地域学校保健委員会事務局（子ども教育課内）　☎27−2111（内線305）

まちをきれいにし花や緑でいっぱいにしませんか

道路、公園・緑地などの環境美化に取り組む団体を募集!

さわやかクリーンサポート事業

町民と町が協働で進める新しい環境美化への取り組みです。

道路、公園・緑地など、町民が利用する**公共施設の環境美化**にグループが**ボランティア**で取り組んでいただき、**町がその活動を支援・ＰＲ**するものです。

現在、30 団体が登録しています。

事業の概要

活動団体としてグループで行っていただきます。

活動人数が３人以上の地域住民、事業所、老人クラブ、サークル、集落などの団体とします。
（児童・生徒で構成されている場合の代表者は、20 歳以上とします。）

(1) 活動場所はどこにするの？

① 道路、公園・緑地などの公共施設で安全に作業ができる区域とします。

（例１）○○○集落区域

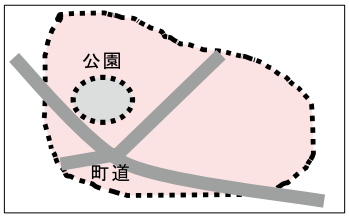

（例２）□□交差点付近ポケットパーク

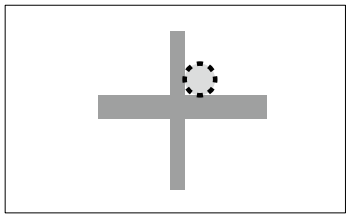

② 以下の区域についても可能ですが、その際はご確認ください。

区　　域
(1) 道路の交差点や幹線町道または県道の歩道
(2) ポケットパーク（沿道にある公園・緑地）

(2) 具体的にどんなことをするの？

原則として年間３回以上次のいずれかの活動を行います。

① 草花などの植栽・管理
② 除草
③ 空き缶などの散乱ごみの収集ならびに廃棄など

⑶ 町の支援は？

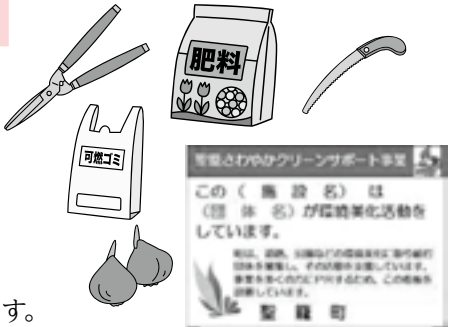

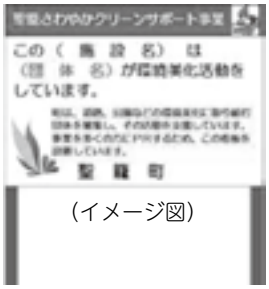

（イメージ図）

① 環境美化活動に必要な物品などを支給又は貸与します。
支給品(例)：種苗・軍手、ゴム手袋、ごみ袋、肥料 など
貸与品(例)：プランター、じょうろ、スコップ など

② 傷害保険の適用となります。
事故があった場合、町が加入する傷害補償保険を適用させます。

③ 看板を設置し広くＰＲします。（適当な設置場所がある場合のみ）
地域内のごみのポイ捨ての減少が期待でき、活動団体の紹介にもなります。

④ 広報紙やホームページで活動団体の紹介・ＰＲをさせていただきます。
（グループの自己ＰＲなどを織り込みながら紹介を行います。）

（注意）無償ボランティア活動としておりますので、補助金などといった経費でのお支払いはありません

参加したいとき

基本的には随時受付～随時実施となりますが、今年度の取り組みを行うにあたり、申し込み目標を令和４年６月末までとしてお願いします。

まず、**団体をつくりましょう**（集落、老人クラブ、友達、サークル、企業など）

次に、**活動場所、活動内容を決めましょう**（集落公園、集落内道路、ＰＲ効果のある交差点などで花いっぱい活動、清掃活動などをどれくらいの頻度でやるか）

そして、**申し込みましょう！**

お申し込み・お問い合わせ　役場ふるさと整備課（内線２３５）

ひろげよう! 緑のまちづくり

町では、家庭での緑化を進めることで自らが緑を大切にする意識を持ち、その心を育んでいくことができるようにと、緑化に対する苗木の配布事業を行っています。ぜひご活用ください。
なお、これらの事業は予算の範囲内で行っていますので、あらかじめご了承ください。

■ 次のいずれかに該当する方
・住宅（一戸建）を新築または購入した方
・新しい家族の誕生や結婚などの慶事の場合
・家庭の緑化を推進する方（１世帯につき１回限り）
※アパートなどにお住まいの方は対象となりません。

■ 苗木の配布本数
町指定の苗木の中から１件の申し込みにつき２本以内です。(例１：ハマナス２本)、(例２：ハナミズキ１本、マサキ１本)

■ 苗木の種類
クロマツ・ハマナス・モクレン・ハナミズキ・ヤマボウシ・サルスベリ・ツバキ・サザンカ・キンモクセイ・マサキ・ナンテン

■ 申し込みから苗木配布までの例

・役場ふるさと整備課へ**「苗木申込書」**を提出
※FAXや電子メールでの受付けも可能です。

→ ・役場ふるさと整備課から**「苗木引換券」**の贈呈

↓

・「苗木引換券」を町指定苗木取扱店へ事前に電話等で種類、本数を連絡し持参
※**「苗木引換券」の有効期限は発行日から１年以内です。**

← ・町指定苗木取扱店から苗木を受け取り、自宅の庭などに植える。
※当該苗木を良好に管理するとともに、快適な生活環境の形成に努めてください。
※種類によっては、お取り寄せにお時間をいただく場合もあります。また、取扱店によっては、取扱いのない種類もあります。

■ 町指定苗木取扱店
・プラント４聖籠店　☎ 32-6200
・曽根建㈱　☎ 27-5111
・北越緑化㈱聖籠営業所　☎ 27-6665
・㈲栗原緑樹園　☎ 27-5300
・㈲聖光園　☎ 27-4339

お申し込み・お問い合わせ　役場ふるさと整備課（内線２３５）

住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金

● 家計急変世帯の方の申請について～申請期限は９月30日（金）まで～

本給付金は、新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中、様々な困難に直面した方々の生活・暮らしを支援するため、「家計急変世帯」に対して、１世帯あたり10万円を支給するものです。

【申請できる世帯】

令和３年１月以降、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて収入が減少し、令和３年度の住民税均等割が課税されている世帯員全員のそれぞれの年収見込額が、**「住民税均等割非課税相当水準以下」**となる世帯の方

【住民税均等割非課税相当水準以下の判定方法】

①令和３年１月以降の任意の１か月の収入を年収に換算して判定します。

扶養している親族の状況	非課税相当収入限度額
単身または扶養親族がいない場合	９３．０万円
配偶者・扶養親族（１名）を扶養している場合	１３７．８万円
配偶者・扶養親族（計２名）を扶養している場合	１６８．３万円
配偶者・扶養親族（計３名）を扶養している場合	２０９．９万円
配偶者・扶養親族（計４名）を扶養している場合	２４９．９万円
障がい者、未成年者、寡婦、ひとり親の場合	２０４．３万円

・収入の種類は給与、事業、不動産、年金です。
・非課税の公的年金等収入（遺族・障害年金など）は含みません。
・非課税相当水準の収入は扶養人数により異なり、世帯構成員それぞれの年間収入見込額が左表の限度額以下である必要があります。

②世帯構成員のうち非課税相当収入限度額を超えた者がいた（要件を満たさない）場合、その者について、年間所得見込額で再判定を行います。

扶養している親族の状況	非課税相当所得限度額
単身または扶養親族がいない場合	３８．０万円
配偶者・扶養親族（１名）を扶養している場合	８２．８万円
配偶者・扶養親族（計２名）を扶養している場合	１１０．８万円
配偶者・扶養親族（計３名）を扶養している場合	１３８．８万円
配偶者・扶養親族（計４名）を扶養している場合	１６６．８万円
障がい者、未成年者、寡婦、ひとり親の場合	１３５．０万円

・年間所得見込額＝年間収入見込額－（給与所得控除額＋事業収入等の経費＋公的年金等控除）
・非課税相当水準の所得は扶養人数により異なり、再判定の対象者それぞれの年間収入見込額が左表の限度額以下である必要があります。

【申請方法】

「申請書」および「収入（所得）申立書」（町ホームページからダウンロードできます。）に必要事項を記入し、収入額が確認できる書類などの必要書類を貼付のうえ、保健福祉課（町保健福祉センター内）へ提出してください。

● 住民税均等割非課税世帯の方の申請について～申請はお早めに～

支給対象となる可能性が高い世帯の世帯主に対し、「臨時特別給付金支給要件確認書」を２月上旬に郵送しました。提出期限が発行日から３か月以内ですので、未提出の方は、速やかに提出をお願いします。

※ その他、臨時特別給付金について詳しくは、下記までお問い合わせください。

お問い合わせ　保健福祉課（町保健福祉センター内）☎２７－６５１１

消費生活通信

令和４年４月
vol.138

?役場町民課
消費生活センター
☎２７−１９５８(直通)
※来所の際は事前にお電話頂けると確実です

２月相談受付状況
９件…固定電話・アダルトサイト・架空請求メール・詐欺サイトなど

急増中 海産物の強引な電話勧誘

【事例】
北海道の水産会社から自宅に電話があり、値引きしておまけも付けると言うので、カニ・貝柱など１万５千円のセットを注文した。
しかし、届いた商品は電話で聞いた内容と違い、とても値段に見合わない。返金してほしくて電話をかけたが、誰も出ない。(70 代男性)

見守り新鮮情報より

【助言】
- 似たトラブルが、昨年から全国的に多発しています。
- 「昔購入していただいた」「コロナで経営が厳しくこのままでは倒産」などと言われるケースがあります。
- 必要ない場合は、きっぱりと断りましょう。
- 断り切れず注文してしまった場合も、電話勧誘販売は契約を取り消すことができます。(クーリングオフ制度)。
- 頼んでいないのに送り付けられた商品は「直ちに処分して良い」と法律で決められています。(ただし、他の家族に心当たりがないか、処分する前によく確認してください。)
- 判断に迷う場合は、なるべく早く消費生活センターにご相談ください。

スマホ、インターネットに関するトラブル事例

はじめまして!
…その投稿、だいじょうぶ?

生徒の皆さん

- 進学・進級おめでとうございます。
- あなたの SNS は知らない人も見ています。プロフィールを新しくしたり、新しい友だちとの画像や動画を投稿する時は、誰かに悪用されるかもしれないことを考えて、最終チェックしましょう。
- 自分や友だちの特定につながる情報は入っていませんか？（校章、行事、撮影場所など）ピースサインから指紋を割り出したり、瞳に映った景色から自宅を特定することも可能です。

保護者のかた

- 警察庁発表によると、令和２年度、SNS をきっかけに 1819 人の児童が性被害などに遭いました。「自撮り」に伴う被害は児童ポルノ事犯の 38.7%を占め、小学生の被害は増加傾向です。
- 多くの被害児童がスマホ契約時からフィルタリングを利用していませんでした。
- 進学・進級は友人関係も変化し、特に隙ができやすい時期です。お子さんを守る環境について、今一度ご確認をお願いします。
- フィルタリングの種類や見守り機能についてなど、お気軽にご相談ください。

日時　会場　内容　対象　申し込み　?問い合わせ

旧町立3こども園からの交通安全メッセージ!

２月に、旧町立３こども園において、全園児を対象に町のヒーロー交通レンジャーの約束メダルを贈呈しました。例年は防犯・交通安全教室と併せて実施しておりましたが、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、今年度は交通レンジャーのメダル贈呈のみ行いました。

一年間交通ルールをしっかり守ったごほうびとして、メダルを園長先生からプレゼントされ､園児たちは「これからも交通ルールを守る」ことや「知らない人についていかない」ことを約束してくれました。また、旧町立３こども園のそれぞれの園長先生から交通安全メッセージをいただきました。

旧亀代こども園５歳児

交通レンジャーのメダルです!

今年は残念ながら交通レンジャーに会うことはできませんでしたが、交通レンジャーのメダルを見ながら交通ルールを守ることを約束しました。　旧亀代こども園

子どもたちには、“飛び出しをしない!”“車に乗るまでは手をつなぐ!”“車に乗る時は、チャイルドシート・シートベルトを必ず着用する”等を呼びかけていきます。
旧蓮潟こども園

旧蓮潟こども園５歳児

旧蓮野こども園５歳児

普段お話を聞くのがちょっと苦手な子も、子どもたちの発達に合わせた教材（道具）を使い、言葉巧みに交通安全の世界に引き込んでいく指導員の方々。私自身も子どもと同様に楽しみながら交通安全の大切さを感じることが出来ました。
「子どもたちの命を守るために大人が何度も言い続け、手本になる」
交通安全教室で教えていただいたことを実行していきたいと思っています。これからも町の子どもたちの命を守っていってください。ありがとうございました。
旧蓮野こども園

第11次聖籠町交通安全基本計画・令和4年度聖籠町交通安全対策基本方針を策定

町、関係機関・団体、そして町民の皆さまと一体となって、交通事故のない安心で安全なまちづくりを推進していくため、「第 11 次聖籠町交通安全基本計画」を策定しました。

令和７年度までに、

① 交通事故死者数（町民）を０人（交通死亡事故ゼロ）にすること

② 町内における交通事故件数を、30 件以下にすること

を目標に、交通安全施策を展開していきます。

また、計画と併せて、「令和４年度聖籠町交通安全対策基本方針」を策定しました。

令和４年度の重点的な施策として、下記の施策を中心に、交通安全対策を推進します。

⑴ 幼児・小学生・中学生・成人・高齢者等の交通安全教育
⑵ 広報等の実施、交通安全運動の推進
⑶ 横断歩行者の安全確保や自転車安全利用の推進
⑷ シートベルト及びチャイルドシートの正しい着用の促進
⑸ 夜光反射材や安全サポート車と高齢運転者の運転免許証の自主返納の普及促進
⑹ 悪質・危険運転の根絶に向けた広報啓発活動等の推進

令和４年度も、計画・方針に基づき、警察や交通安全協会・母の会などの関係機関の皆さまにご協力をいただきながら、交通事故防止に努めてまいります。

交通安全 vol.239 NEWS

今日も一日交通安全

交通安全に関することは
❓役場生活環境課
☎27−2111（内線２８４）

春の全国交通安全運動

～スローガン～
見落とすな　横断歩道の「渡るよサイン」

実施期間
４月６日（水）～４月15日（金）
横断歩行者を守りましょう!

町の交通事故発生状況

区分 / 年	１月（うち高齢者数）		
	発生件数	死者数	傷者
令和４年	3 (0)	0	3 (0)
令和３年	3 (3)	0	3 (3)
増　減	0 (−3)	0	0 (−3)

町の動向

このコーナーでは、役場各課の主な業務、各種委員会の活動などを町民の皆さんにお知らせします。掲載内容についての、ご意見・ご質問などがありましたら、担当課または総務課広報担当まで電話か町政ポストのハガキでお寄せください。

町民課

3月4日（金）

■令和3年度第4回聖籠町国民健康保険運営協議会開催

聖籠町国民健康保険運営協議会は、国民健康保険に関する予算執行や運営について、有識者や町民の意見を十分に反映し適切に実施されるよう、調査や審議を実施しています。

協議会では、次の事項について審議を行いました。

・聖籠町国民健康保険税条例の一部改正（案）について

・令和3年度聖籠町国民健康保険特別会計補正予算（第5号）（案）について

・令和4年度聖籠町国民健康保険特別会計予算（案）概要について

・令和4年度国民健康保険事業費納付金の本算定結果について……14件

・農用地利用集積計画による（利用権設定・農地中間管理権）申出審査について・・・10件

以上4項目が審議され、議決・承認されました。

なお、総会の議事録は農業委員会事務局および町ホームページで閲覧できます。

農業委員会

2月25日（金）

■農業委員会第24期第36回総会開催

・農地法第3条の規定による許可申請について・・・・3件

・農用地利用集積計画による（所有権移転）申出審査について・・・・・・・・・2件

・農用地利用集積計画による（利用権設定）申出審査につ

ご利用ください 役場休日・夜間窓口

次のとおり役場1階町民課で窓口を開設しています。通常の時間内に来庁が困難な方は、ぜひご利用ください。

【4月の休日役場窓口】

4月9日（土）

午前9時～正午まで

【4月の夜間窓口】

4月27日（水）

午後8時まで

受け付けできる業務について、詳しくは担当窓口までお問い合わせください。

?役場町民課（内線111）

長年の功労をたたえて 選挙功労者を表彰

▲表彰式に出席された皆さん。左から長谷川委員長、神田勉さん、中村耕次さん

投票管理者や立会人として長年にわたり従事された方々が、選挙の適正な執行に尽力された功績をたたえられ、選挙管理委員会から表彰されました。

このたび表彰を受けた方は次のとおりです。

●投票立会人として、通じて20回以上勤め、かつ通算12年以上にわたる者

坂井　直美さん（二本松）

●投票管理者又は投票立会人として、通じて10回以上勤め、かつ通算6年以上にわたる者

神田　勉さん（蓮潟）

中村　耕次さん（外畑）

高橋　直子さん（網代浜）

選挙の日程が 決まりました

任期満了に伴う聖籠町長選挙および同時に執行される聖籠町議会議員補欠選挙の日程が、3月1日に開催された聖籠町選挙管理委員会で、次のとおり決定されました。

■告示日　8月23日（火）

■投票日　8月28日（日）

●投票できる人

平成16年8月29日以前に出生し、令和4年5月22日以前から引き続き聖籠町の住民基本台帳に登録されている人

※　詳しくは、7月に発行予定の選挙特報でお知らせします。

?聖籠町選挙管理委員会

☎27・2111（内線221）

日時　会場　内容　対象　申し込み　問い合わせ

おたふく風邪の予防接種料助成を拡充します

令和３年度までおたふく風邪の予防接種の助成は１回のみでしたが、令和４年４月１日接種分から助成回数を２回へ拡充します。

予防接種料助成の申請方法などは次のとおりです。

【接種対象者】

接種日において満１歳から小学校入学前までの幼児

【助成額】

おたふく風邪　１回あたり２０００円　助成回数は２回です。

（医療機関に支払った額が上記の金額に達しない場合は全額を助成します。）

【接種方法】

医療機関へ直接電話などで接種日を予約してください。接種の際は必ず母子手帳をお持ちください。

【申請方法】

町保健福祉センターにて申請してください。

【申請の時に持参するもの】

・母子手帳
・医療機関で発行した領収書
・助成金の振込先がわかるもの（通帳など）
・印鑑

?保健福祉課（町保健福祉センター内）　健康推進係
☎２７－６５１１

町診療所からお知らせ

【4月の土曜診療】
4月9・23日（土）
午前のみ

【4月の休診日】
4月7・21日（木）
午後のみ
13・25日（水）1日

なお、小児新型コロナワクチン予防接種のため、4月18日（月）、19日（火）および20日（水）の3日間休診とさせていただきます。
ご理解のほどよろしくお願いします。

?聖籠町国民健康保険診療所
☎27・1234

町長の動向（主なものを抜粋）

4月

3日 消防新入団員等辞令交付式・教育訓練
13日 町村会役員会
18日 区長会議
22日 聖籠町交通安全母の会総会
新発田地区交通安全協会聖籠支部総会

※新型コロナウイルス感染症対策に伴い、中止または延期される場合があります。

INFORMATION おしらせ INFORMATION

お問い合わせ先

聖籠町役場	☎27－2111
町民会館	☎27－2121
図書館	☎27－6166
町保健福祉センター	
保健福祉課	☎27－6511
長寿支援課	☎20－7433
上下水道課（上水道管理棟）	☎27－5141
診療所	☎27－1234

4月の行事

《相談事業》

ところ　役場１階会議室

◆行政相談
12日（火）午前10時～11時30分
?役場総務課（内線２２２）

ところ　結いハート聖籠

◆心配ごと相談（随時開催）
?聖籠町社会福祉協議会
☎28-7110

《保健福祉事業》

ところ　町保健福祉センター

◆乳幼児健康診査
○１歳２か月児歯科健診
11日（月）午後１時10分～
○３歳６か月児歯科健診
12日（火）午後１時10分～
○１歳６か月児健診
21日（木）午後１時～
○乳児健診
22日（金）午後１時～

◆学級
○マタニティ教室
19日（火）午後１時15分～

?保健福祉課
（町保健福祉センター内）
☎27-6511

※急きょ、中止または延期する場合は、その都度対象者へご連絡します。

2月の届出

げんきなよい子

出生

赤ちゃん	保護者	行政区
尋（ひろ）ちゃん	（高沢　駿太）	桃　山
莉颯（ちはや）ちゃん	（藤田　修平）	山諏訪山
璃乃（りの）ちゃん	（本橋　拳士）	亀　塚
未希（みき）ちゃん	（杉原　賢二）	亀　塚
瑞季（みずき）ちゃん	（横山　裕樹）	藤　寄

幸せ多い人生を

婚姻

新郎・新婦	行政区
山　田　純（じゅん）さん （渡　部）優香梨（ゆかり）さん	藤　寄
（大久保）良介（りょうすけ）さん 遠　藤　加菜（かな）さん	藤　寄

ごめいふくをお祈りします

死亡

氏　名	年齢	行政区
犬　井　ハツイ　さん	（94歳）	丸　潟
伊　藤　ス　イ　さん	（92歳）	苔　沼
伊　藤　ミツイ　さん	（86歳）	二本松
岩　渕　四郎（しろう）さん	（82歳）	二本松
佐　藤　文夫（ふみお）さん	（77歳）	外　畑
肥田野　久雄（ひさお）さん	（86歳）	杉谷内
小　見　トシミ　さん	（93歳）	大夫興野
斉　藤　アヤ子（こ）さん	（73歳）	蓮　潟
高　橋　礼子（れいこ）さん	（78歳）	蓮　潟
小　川　カ　ル　さん	（92歳）	亀　塚
関　川　フ　ミ　さん	（93歳）	網代浜
高　橋　サ　ノ　さん	（95歳）	網代浜
手　島　八郎（はちろう）さん	（87歳）	網代浜
照　岡　勝美（かつみ）さん	（74歳）	聖中ケ丘

（注1）町役場へ届出を提出された方で届出の際にご承諾をいただいた方のみ掲載しております。
（注2）略した文字で掲載しております。戸籍の氏名と異なることがあります。ご了承ください。

いつでもどこでも簡単にスマホ決済アプリで町税納付

スマホ決済アプリを利用し、町税を納付できるようになりました。
いつでもどこでも簡単に納付することができますので、ぜひご利用ください。

【対象となる町税（４税目）】

○町・県民税（普通徴収分）　○固定資産税
○軽自動車税（種別割）　○国民健康保険税（普通徴収分）

【利用できるスマホ決済アプリ（３種類）】

○ＰａｙＰａｙ　請求書払い　○ＬＩＮＥ　Ｐａｙ　請求書払い
○支払秘書
※いずれもアプリにチャージした残高からの決済となります。
※納付できるのは、納付書に記載してある納期限までです。

【納付に必要なもの】

○バーコード表示のある納付書
○スマートフォン・タブレットなどバーコードの読み取り・支払の手続ができる電子機器

【注意事項】

①取扱いできない納付書

○納期限を過ぎた納付書
○バーコードが印字されていない納付書
○納付金額が訂正されている納付書
○汚損や破損によりバーコードが読み取れない納付書

②納付に関すること

○納付書１枚ごとに納付手続きが必要です。
○納付手続きが完了した後は、取り消しできません。
○決済後は納付書に支払済みである旨を記録するなど、二重払いしないよう気を付けてください。

③領収証書・車検用納税証明書について

○領収証書は発行されません。
○軽自動車の車検用納税証明書は即時発行されません。納付後すぐに車検用納税証明書が必要な場合は、金融機関または役場会計室で納付してください。

❓役場税務課　税務係（内線１４５）、役場町民課　保険係（内線１１７）

入札結果

入札日　２月７日

	件　名	場　所	契約額（円）	業者名	納入完了日又は工事（委託）期間最終日	入札方法
1	ざぶーん館浴槽濾過配管等洗浄業務委託	聖籠町観音の湯ざぶーん館	814,000	新菖工業㈱聖籠出張所	令和4年3月28日	指名競争入札
2	事務机外什器一式購入	聖籠町役場	819,500	大野屋商店	令和4年3月30日	指名競争入札

犬を飼っている方へ

狂犬病予防注射 忘れずに!

生後91日以上の犬を飼っている方は、飼い犬の登録（生涯１回）と狂犬病予防注射（毎年１回）が法律で義務づけられています。

狂犬病は、人を始めとする全ての哺乳類に感染し、発症すると100％死亡する恐ろしい病気です。世界では毎年５万人以上の方が亡くなっています。

狂犬病予防注射は、狂犬病が日本国内に侵入した場合に、犬に感染が蔓延することを防いでくれるものです。忘れずに予防注射を受けましょう！

◆日時と会場

日　程	時　間	会　場
4月27日(水)	午前９時30分～10時30分	次第浜公民館
	午前10時50分～11時40分	亀塚公会堂
	午後１時30分～２時30分	網代浜会館
4月28日(木)	午前９時30分～10時30分	杉谷内公会堂
	午前11時～11時40分	真野公会堂
	午後１時30分～２時50分	役場隣りの町倉庫

◆当日必要なもの

①通知はがき：通知はがきが郵送されますので、必要事項を記入のうえ、ご持参ください。

②料　　金：３２５０円（注射料金：２７００円・注射済票：５５０円）

※４月15日（金）までに通知はがきが送付されない場合は、お手数ですが役場生活環境課までご連絡ください。

※新たに犬を飼う場合は、登録手数料３０００円が加算されます。

※事故防止のため、犬を制御できる人が連れてきてください。

※飼い犬がすでに死亡している場合は、必ず役場へ届出を行ってください。

◆新型コロナウイルス感染予防について

会場へお越しの際は新型コロナウイルス感染予防のため、以下の点に十分ご注意いただきますようお願いします。

・来場の際は、マスクを着用し、人との間隔（１～２メートル）を空けてください。
・発熱や咳などの症状がある場合は来場をお控えいただき、後日動物病院での接種をお願いします。
・受付開始時は混雑が予想されますので、時間をずらすなど、混雑緩和にご協力ください。

愛犬に責任を！

ペットに関する苦情やトラブルが後を絶ちません。特に、飼い主の知識不足や無責任な飼育によって問題となっているケースが多く、散歩途中の飼い犬がフンをした場合に始末しない、リードを付けずに散歩をさせることは周囲に迷惑がかかることを自覚し、責任をもって愛犬を飼育しましょう。

犬とあなたのお約束。必ず守って下さいね！！

お問い合わせ
役場生活環境課　環境推進係（内線２８３）

上水道のメーターを取り替えます

ご家庭に取り付けてある上水道のメーターの取り替え作業を行います。上水道のメーターは、計量法の定めにより８年ごとに交換が義務付けられています。

交換時にはご迷惑をおかけしますが、ご理解とご協力をよろしくお願いします。

【対象世帯】
町内約７９０世帯
※事前に交換のお知らせをします。

【交換の時期】
令和４年４月１日～
令和５年３月22日まで

【交換の方法】
町指定の水道工事店が、対象世帯に訪問し交換します（水道メーター工事店の腕章を着用）

【交換時間】
20分程度

【交換の証】
「メーター交換」のお知らせ配付

【そ の 他】
①交換時間が短いため、お客様の立会いは必要ありません
②メーター交換の間は上水道の使用はできません
③メーターの交換作業での費用負担はありません（ただし、交換の際に器具の破損などが見つかった場合、お客様負担で修理が必要となりますのでご了承下さい。）

上下水道課（上水道管理棟内）
水道係　☎２７-５１４１

日時　会場　内容　対象　申し込み　問い合わせ

税務課からのお知らせ ～確認してください、あなたの固定資産～

町では、あなたの固定資産（土地・家屋・償却資産）に対して令和4年度の課税をする準備をしています。固定資産税は、町が決定した課税標準額に1.4％を乗じたものが税額となります。

また、土地・建物の課税対象物件を記載した「課税明細書」を納税通知書に同封しますので併せてご確認ください。「課税明細書」の内容に誤りなどがある場合は速やかにご連絡をお願いします。

特に、昨年中（令和3年1月2日～令和4年1月1日）に取り壊した、または、取り壊し中の家屋は令和4年度から課税対象外となりますが、未登記家屋については取り壊されているかどうか把握できない場合がありますので税務課まで滅失の届出をお願いします。

この「課税明細書」は、農業所得などの確定申告に利用できる書類となりますので、1年間大切に保管してください。

固定資産税の縦覧について

地方税法第416条により、次の期間中お持ちの土地または家屋の価格と他の土地または家屋の価格を比較するため、町内の固定資産について縦覧することができます。

【縦覧期間】 4月1日～5月2日まで（役場の開庁日）

🏠 聖籠町役場　税務課

不服の申立てについて

地方税法第432条により、町が決定した価格に不服がある場合は、納税通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に聖籠町固定資産評価審査委員会（事務局：役場総務課）に対し、文書で審査の申し出ができます。

固定資産税の減免・減額について

固定資産税は、税法により次のような場合に減免および減額を受けられます。該当の方は忘れずに申請をしてください。

【減免】 生活保護法に基づく生活保護者および公益のため無償で直接使用される固定資産などは減免の対象になります。第1期納期限日までに所定の申請をしてください。

【減額】 税法に定める一定の要件を満たした耐震改修工事や、バリアフリー工事などを実施した場合は税額の一部が減額されます。実施後速やかに所定の申請をしてください。

❓役場税務課　税務係（内線145）

町税などの納期限が決まりました

令和4年度の町税などの納期限が次のとおり決まりました。

税（料）金は、納入期限内に完納するようお願いします。

なお、納付には確実で納め忘れのない口座振替をお勧めします。お申し込み手続きは通帳、届出印をご持参のうえ、町指定の金融機関および郵便局の窓口で行ってください。

※ 手続きされた月の翌月末の納期到来分から口座振替になります。

❓役場税務課　税務係（内線144）
役場町民課　保険係
国　保（内線117）
介　護（内線116）
後期高齢（内線115）

税　目	期別	納　期　限
町・県民税	1	令和4年6月30日
	2	令和4年8月31日
	3	令和4年10月31日
	4	令和4年11月30日
固定資産税	1	令和4年5月2日
	2	令和4年8月1日
	3	令和4年9月30日
	4	令和4年12月28日
軽自動車税	全期	令和4年5月31日
国民健康保険税・介護保険料・後期高齢者医療保険料	1	令和4年8月1日
	2	令和4年8月31日
	3	令和4年9月30日
	4	令和4年10月31日
	5	令和4年11月30日
	6	令和4年12月28日
	7	令和5年1月31日
	8	令和5年2月28日
	9	令和5年3月31日

国民健康保険税の年金天引きが始まります

国民健康保険（国保）に加入している世帯主の方で、次の①から⑤のすべてに当てはまる方は、特別徴収（年金からの天引き）の対象となります。

【特別徴収の対象となる人は？】

①世帯主が国保に加入しており 65 歳から 74 歳である
②国保加入者が全員 65 歳から 74 歳である
③年額 18 万円以上の年金を受給している
④介護保険料の特別徴収対象者で、介護保険料と国保税の合計額が年金支給額の２分の１を超えない
⑤その他特別な事情がない

すべてに当てはまる方

特別徴収の対象となる方には、「仮徴収額決定通知書」をお送りします。

※通知書が届かない方は特別徴収の対象となりません。
※年金保険者から送付される年金の支払額に関する通知の中にも、特別徴収される税額が記載されています。

【特別徴収を中止したい方は】

次の①から②のすべて当てはまる方は、申し出により特別徴収を中止することができます。

①過去２年間国保税を滞納なく納付している
②特別徴収の中止後、口座振替によって納付する

特別徴収の中止手続きは以下のとおりです。

⑴金融機関で国保税の口座振替を申し込む
・振替口座の通帳と届け出印が必要です
・特別徴収の開始以前に口座振替にて国保税を納付していた方は手続き不要です

⑵役場町民課の窓口で、申出書を提出する
・⑴の口座振替申込書の控えが必要です
・提出の際は、マイナンバーカードなどの身分証明書をお持ちください

※特別徴収の中止には期間を必要とするため、直近に支給される年金から、すぐに中止することはできません。
※特別徴収中止後、国保税の滞納が続いた場合、特別徴収が再開されることがあります。

？役場町民課　保険係（内線１１７）

令和３年度分の固定資産税に係る価格に関する審査申出の特例

令和３年度は、固定資産税の評価替の年であり、価格が上昇している土地である場合、固定資産税額も上昇となる年でした。

しかし新型コロナウイルスの影響を考慮し、令和３年度に限り、価格の上昇している土地であっても固定資産税額を据え置く措置がとられていました。

そのため、その措置がとられていた土地については、令和４年度から税額が上昇する場合がありますのでお知らせします。

またそれに伴い、措置の対象となった土地に係る令和３年度の価格について、審査申出期間が、通常の３ヵ月間から１年延長され 15 ヵ月間となりますので、あわせてお知らせします。

？役場税務課　税務係（内線１４１）

役場で地籍図を閲覧する皆様へ

地籍図の閲覧（交付）方法を変更します

令和４年４月１日より地籍図の電子化に伴い、今までの図面コピーでの閲覧を終了し、システムから印刷したものを閲覧することに変更します。

印刷範囲などは閲覧者の希望に対応します。

閲覧には閲覧手数料やコピー料が必要となります。

※町が発行する地籍図は土地の位置や形状の概略を示すものですので、距離や面積を算定、地権者間の境界確認には使用できませんのでご注意ください。

？役場税務課　税務係（内線１４５）

65歳以上の方へ

令和４年度 介護保険料　仮徴収のご案内

仮徴収とは、前年度の保険料段階をもとに納付していただくものです。特別徴収について、４月・６月・８月（１～３期）が該当します。納付月は下記のとおりになります。

	４月	５月	６月	７月	８月	９月	10月	11月	12月	１月	２月	３月
特別徴収	１期		２期		３期		４期		５期		６期	
普通徴収				１期	２期	３期	４期	５期	６期	７期	８期	９期

仮徴収について４月中旬にお知らせするのは、「新しく特別徴収が開始される方のみ」です。前年度から継続して特別徴収の対象となる方については、通知書が送付されませんので、ご承知おきください。なお、今年度の介護保険料については、７月中旬に皆さまにお知らせします。

1 特別徴収（年金からの天引きによる納付）

【納　　期】年金支給月（各偶数月）ごと（計６期）
【納付方法】年金から天引きされます。
開始するための手続は不要です。
【通知時期】
・今年度から新たに特別徴収が開始される方
４月中旬および７月中旬
・前年度から継続して特別徴収の対象となる方
７月中旬
なお、継続して特別徴収される額（４月・６月・８月分）は、令和４年２月に特別徴収された保険料額と同額です。

2 普通徴収（納付書または口座引落による納付）

【納　　期】７月～翌年３月（計９期）
【納付方法】
７月に送付する通知書に納付書が同封されている場合
→納付書により納付してください。役場１階会計室または納付書裏面に記載された金融機関で納付可能です。

７月に送付する通知書に納付書が同封されていない場合
→通知書右上に記載された口座から各納期限日に口座引落されます。
【通知時期】
７月中旬、転出などの保険料額が変更される事実が生じた月の翌月中旬

お問い合わせ
役場町民課　保険係（内線１１６）

3 その他注意点

①保険料額の増減等の理由で、**前年度特別徴収により納付されていた方であっても、特別徴収が停止される場合があります。その場合、口座引落のご登録をされていなければ、納付書による納付が必要となります。**
→　このようなときへの備えとして、普通徴収の方には口座引落による納付をお勧めしています。ご希望の方は、金融機関にてお申し込みください。なお、手続きした月の翌月末以降が納期限月である納期分から引落が開始されます。

②８月に特別徴収する額について、各納期の徴収額を均一にするため、７月に通知する際に変更される場合があります。

③被保険者様が５月・６月に亡くなられた場合でも、保険料額は４月以降に加入していた月数に基づき算出されますので、保険料の納付が必要となります。

④以下に該当する方は特別徴収の対象となりません。
◇65歳になられてから、半年から１年を経過していない方
◇年金の受給額が年額 18 万円未満の方
◇年度途中に、本町に転入された方
◇年金を担保に借り入れをされた方
◇年金の種類が変更となられた方

※　年度途中に転入された方または 65 歳となられた方は、原則として半年から１年で特別徴収に切り替わります。その他、特別徴収が一時的に停止した方も、特別徴収の対象となる場合は、翌年度の 10 月から特別徴収が再開されます。徴収方法が変更となる場合は、事前に通知書を送付しますので必ずご確認ください。
なお、変更にかかる手続は必要ありません。

令和４年度 後期高齢者医療保険料について

○令和４年度の保険料率は、令和３年度と同じです

後期高齢者医療制度は、被保険者一人ひとりから保険料を納めていただき、ケガや病気になった方を、高齢者を含めた社会全体で支える制度です。

みなさんから納めていただく保険料は、みなさんがケガや病気をしたときの医療費などを支払うための大切な財源となります。

令和４年度の保険料率は、令和３年度と同様に均等割額が１人当たり４万400円、所得割率が7.84％です。

■保険料の決まり方（年額）

保険料は、被保険者が等しく負担する「均等割額」と被保険者の所得に応じて負担する「所得割額」の合計です。前年中の総所得金額等や世帯の所得状況により、個人単位で賦課します。

年間保険料額（限度額 66万円）100円未満切捨て ＝ **均等割額** 1人当たり 4万400円 ＋ **所得割額**（前年中の総所得金額等 － 基礎控除額※）× 所得割率 7.84％

※　１人当たりの保険料賦課限度額は、令和４年度に 64 万円から 66 万円に引き上げられます。

○保険料の軽減について（申請手続きは不要です）

■均等割額の軽減

世帯の令和３年中（令和３年１月１日から令和３年 12 月 31 日まで）の所得状況に応じて「均等割額」が軽減されます。

軽減割合は、同一世帯の被保険者および世帯主（被保険者でない方も含む）の所得金額の合計により判定します。

■均等割額の軽減対象判定基準

同一世帯の被保険者と世帯主の前年の総所得金額等を合計した額	軽減後の均等割額	
43 万円 ＋10 万円 ×（給与所得者等※1 の数－1）以下の場合	**7 割軽減**	**1 万 2120 円／年**
43 万円 ＋28.5 万円 × 世帯の被保険者数 ＋10 万円 ×（給与所得者等※1 の数－1）以下の場合	**5 割軽減**	**2 万 200 円／年**
43 万円 ＋52 万円 × 世帯の被保険者数 ＋10 万円 ×（給与所得者等※1 の数－1）以下の場合	**2 割軽減**	**3 万 2320 円／年**

波線部の計算は、同一世帯の被保険者と世帯主に給与所得者等※1 が２人以上いる場合に計算します。

※1 給与所得者等とは

給与の収入額が 55 万円を超える方、または公的年金の収入額が（給与と年金の両方に該当する場合は１人と数えます）
- 65 歳未満で 60 万円を超える方
- 65 歳以上で 125 万円を超える方

★均等割額軽減判定時の年金所得計算方法

年金収入 － 公的年金等控除額 － 特別控除 15 万円（65歳以上のみ※2）＝ 年金所得

※2　昭和 32 年１月１日以前に生まれた方

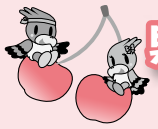

男女共同参画通信 vol.40

日本は男女平等が遅れている国なの？（ジェンダー・ギャップ指数とは）

世界経済フォーラム（WEF）は毎年、世界各国の男女平等度合いを数値化した「ジェンダー・ギャップ指数」を発表しています。

2021年の日本の順位は、調査対象153か国中120位（前年121位）でした。このことから、日本は先進国の中でも男女平等が遅れている国であるということがわかります。

○2021年男女平等ランキング

国名	総合順位	経済	教育	健康	政治
アイスランド	1	4	38	127	1
フィンランド	2	13	1	79	2
ノルウェー	3	20	33	126	3
⋮	⋮				
日本	120	117	92	65	147

○ジェンダー・ギャップ指数とは？

各国の社会進出における男女格差を示す指標であり、「経済」、「教育」、「健康」、「政治」の分野における男女格差から総合して算出されます。

日本は、教育や健康分野は高いものの経済や政治の分野において順位が低くなっており、女性の社会進出が遅れているということが分かります。

男女平等社会を実現するために、企業や自治体が努力をすることも大事なことですが、皆さんの身近な場面で男女平等についての意識を持ち生活をすることが最も重要です。

身近な部分から少しずつ世界を変えていきましょう。

❓役場総務課　総務管理係
（内線２２５）

■制度加入前日において被用者保険の被扶養者であった方への軽減

会社の健康保険などの被用者保険の被扶養者で、制度加入の前日において保険料負担のなかった方は、保険料の**「均等割額」**は資格取得月から２年間のみ**５割軽減**され、**「所得割額」はかかりません。**

軽減後の**年間保険料額は２万200円**です。

★市町村国保や国保組合などは対象となりません。
★同一世帯の被保険者と世帯主（被保険者でない方も含む）の所得金額の合計が、上の表の「均等割額の軽減対象判定基準」に該当する場合は、７割軽減となります。
★３年目以降、保険料の均等割額は「均等割額の軽減対象判定基準」で判定され、所得割額はかかりません。

令和４年度の保険料額と納付方法は、７月中旬に決定し、被保険者の皆さまにお知らせします。

＊　＊　＊

後期高齢者医療保険料を特別徴収（年金からの天引き）で納めている方へ

令和４年２月から変更がある方および令和４年度から新しく特別徴収が開始される方は、４月に「後期高齢者医療保険料仮徴収額通知書」にて４・６・８月の納付額をお知らせいたします。令和４年２月と金額の変更がない場合は、令和３年７月にお送りした後期高齢者医療保険料決定通知書での連絡としますのでご了承ください。

お問い合わせ
新潟県後期高齢者広域連合　業務課　資格保険料係
☎０２５－２８５－３２２２
役場町民課　保険係（内線１１５）

ご参加ください
地域包括支援センターからお知らせ

●認知症の人を介護する家族のつどい

認知症の人を介護する家族同士が集まり、日頃の介護についての出来事や悩み、利用できる医療や介護サービスのことなどを話し合っています。参加費無料です。

🏠町保健福祉センター　研修室

（参加人数や他事業との兼ね合いにより変更になる場合があります）

🕐午前 10 時 30 分～正午

【申込方法】

各開催日の３日前（金曜日）までに聖籠町地域包括支援センターまでご連絡ください。

【来年３月までの開催日程】

※基本的に毎月第２月曜日を開催予定としていますが、祝日などによって変更になる場合があります。具体的日程は下記のとおりです。

開催日程	
（令和４年）	10月３日
4月 11 日	11 月 14 日
5月９日	12 月 12 日
6月 13 日	（令和５年）
7月 11 日	1月 16 日
8月８日	2月 13 日
9月 12 日	3月 13 日

●「オレンジカフェなごみ」（認知症カフェ）

認知症の方やその家族、認知症のことを知りたい方など、どなたでも気軽に集まり交流を楽しむ場所です。カフェの時間内で、認知症に関する個別の相談もできます。

🕐４月 25 日（月）　午後１時 30 分～３時

🏠なごみの家（結いハート聖籠脇）

【参加費】無料　　**【持ち物】**飲み物　　**【定　員】**12 名（先着順）

【申込方法】電話でお申し込みください。（４月４日(月)より受付開始）

ご参加にあたってのお願い
（家族のつどい、オレンジカフェ共通）

・新型コロナウイルス感染拡大状況によっては中止となる場合があります。その際には申込された方へ個別に連絡させていただきます。
・参加される方にはマスクの着用と来場時の検温をお願いしています。
・体調不良・発熱などの症状がある場合は参加の自粛をお願いします。
・飲食物の提供は行いません。飲み物は各自ご持参ください。
・会場内の換気のため、扉や窓を開けることがあります。
参加される方は掛物や衣類で調節をお願いします。

📝・❓町地域包括支援センター（町保健福祉センター内）
☎２７－６５２１

町民課の窓口業務延長

●毎月第２土曜日
午前９時から正午まで
●毎月第４水曜日　午後８時まで

現在、町民課の窓口業務の一部について時間を延長しています。令和４年度についても引き続き実施しますので、通常の時間内に来庁が困難な方はぜひご利用ください。

受け付けできる業務は下記のとおりです。ご不明な点がありましたら、事前に役場町民課までお問い合わせください。

【取扱業務】
①戸籍・住民票交付
②印鑑登録、印鑑証明交付
（「印鑑登録証」が必要です。）
③パスポート受け取り
（申請はできません。）
④マイナンバーカード
（申請のお手伝い、受け取り）
⑤コロナワクチン接種証明書
（ワクチンパスポート）交付

❓役場町民課　町民サービス係
（内線１１１）

令和４年度利用者を募集
「聖籠町ふれあい農園」

町では、野菜や花などを栽培しながら、自然にふれあい、つくり育てる喜びを実感し、農業への理解を深めてもらうため、「聖籠町ふれあい農園」の貸し出しを行っています。希望される方はお申込みください。

【貸出場所】
聖籠町大字大夫１９９５番地１

【貸出区画】
一般用 30 ㎡用地 ×65 区画、36 ㎡用地 ×20 区画、48 ㎡用地 × ８区画／車椅子用プランター３㎡用地 × ４区画、４㎡用地 × １区画

【貸出期間】
１年間（令和４年４月１日（金）から令和５年３月 31 日（金）まで）

【貸 出 料】
１㎡あたり１５０円（年度途中の貸し出しも同料金です）
詳しくはお問い合わせください。

❓役場産業観光課　地域振興係
（内線１２３）

インターンシップ（学生の就業体験）参加企業募集

町では、新発田市、胎内市と連携し、聖籠町・新発田市・胎内市の高校や大学の学生を対象としたインターンシップ事業を実施します。

聖籠町・新発田市・胎内市の就業率を向上させるため、インターンシップを受け入れてくださる企業を募集しています。

【受入対象】高校生、専門学校生、短期大学校生、大学生

【受入時期】7月～11月の間

【申込方法】5月13日（金）までに申込書をファックスまたはEメールで提出してください。

申込書は、新発田商工会議所または町ホームページからダウンロードできます。

・？役場産業観光課 地域振興係（内線122）

特設人権相談所を開設します

町では、令和４年度の特設人権相談所を下記の日程で開設します。相談は無料で**秘密は固く守られます**ので、お気軽にご相談ください。

また、各予定日が近づいてからも、随時お知らせします。

開設予定日	時間・場所	担　当　者
6月9日（木）	午後１時から３時まで 役場１階　会議室	聖籠町内に在住の人権擁護委員
7月7日（木）		
10月13日（木）		
12月8日（木）		

【相談内容】

相続・離婚・離縁・親子間の問題・近隣問題・いじめ・いやがらせ・名誉侵害などの心配ごとや、困りごと

お問い合わせ

役場町民課　町民サービス係（内線１１２）

新潟地方法務局　新発田支局　☎0254−24−7102

聖籠町中小企業人材育成事業補助金のご案内

町では、従業員などの人材育成と商工業の発展のため、町内の中小企業者に対して研修会などの経費の一部補助を行っています。

【補助金の対象者】町内に事業所を有する中小企業基本法第２条に規定する中小企業者（※注）で、農業・林業・漁業を除く業種（女性も受講できますので、ぜひご利用ください）

【対象となる研修】

・国または地方公共団体が中小企業者を対象に実施する研修

・中小企業大学校が実施する研修

・新潟職業能力開発短期大学が実施する研修

・公益財団法人にいがた産業創造機構が実施する研修

・その他町長が認める研修

【補助金の額】

・受講者１人につき研修受講料の２分の１の額（千円未満の端数は切捨て）

ただし、１人に対する補助額は３万円が限度

・１企業に対する補助は毎年度５人まで

【補助金の申請】聖籠町補助金等交付規則第３条の規定による申請書を産業観光課へ提出。ただし、申請書は受講決定の日から受講の７日前までに必ず提出してください。

※中小企業基本法第２条に規定する中小企業者とは・・・

	業　種	資本金の額または出資の総額 ＊1	常時の従業員数 ＊2
1	製造業、建設業、運輸業、その他（2～4以外の業種）	３億円以下	３００人以下
2	卸売業	１億円以下	１００人以下
3	サービス業	５０００万円以下	１００人以下
4	小売業	５０００万円以下	５０人以下

＊1は会社　＊2は会社および個人

？役場産業観光課 地域振興係（内線122）

計量器定期検査の事前調査を行います

計量法により、取引または証明に使用するはかりや分銅、おもりは、２年に１回行われる定期検査を受けなければ、取引や証明に使用することができません。

令和４年度の定期検査を次のとおり実施します。

🕐6月1日（水）、2日（木）

🏠役場隣の町倉庫

令和２年度に検査を受けた方には、事前調査書を郵送しますので期日までに提出をお願いします。また、令和２年度に検査を受けていない方や、新たに計量器を取得された方は、４月18日（月）までに役場産業観光課へご連絡ください。

事前調査の結果、検査の必要な方には、新潟県計量協会から定期検査の案内が郵送されます。

？役場産業観光課 地域振興係（内線123）

令和４年度

「あそび教室」参加者募集♪

心の栄養「あそび」を通して、**ハンディのある子もない子も関係なく、子どもも大人も「共に育ち合う場」**として昭和53年（1978年）から始まった「あそび教室」です。

子どもと大人がしっかり向き合い、互いに成長できるあそびを一緒に見つけたい、そんな参加者を募集します。

期　　間　**５月下旬～翌年３月中旬まで（予定）**
原則毎週**水曜日**　午前９時50分～11時30分
※ 参加者には詳しい日程をお知らせします。

会　　場　町保健福祉センター　大集会室

内　　容　親子あそび・リズムあそび・自由あそび　他

募集対象　平成31年４月２日～令和２年９月30日の間に生まれた子どもとその保育者　**20組**
※1　原則として１年間継続参加できる親子
※2　教室は40組程度の参加を予定しています

受　　付　４月以降、随時電話や窓口にて申込みください。定員になり次第、締め切ります。

親子遊びの様子です♪
お外へも遊びに行きます！

?保健福祉課（町保健福祉センター内）
保健師　☎２７－６５１１

職場体験受入れ企業募集

下越地域若者サポートステーション（サポステ）では厚生労働省からの委託を受け、働くことを目指している15歳～49歳の若者に対する就労支援を行っています。

就労支援の一環として行っている職場見学・体験では、これから働こうとする若者と企業のマッチングの場となっており、今まで職場体験からのご縁で体験企業へ就職した方もいらっしゃいます。参加者には実際企業で行っている仕事の見学・体験してもらうことで自己理解の促進や自信の回復につながり、企業と働く人のミスマッチが少なくなることも期待できます。

サポステでは職場体験を受け入れていただける企業を募集しています。

関心をお持ちの企業様がおられましたらお気軽にお問い合わせください。実施までの流れや詳細についてスタッフが説明に伺います。（職場見学・体験の実施にあたり、新潟県の助成を受けサポステより「職場実習受入奨励金」を企業に支給させていただきます）

?下越地域若者サポートステーション ヤングジョブしばた
☎０２５４－２８－８７３５

適職を探そう！一般職業適性検査を実施します

「自分に合う仕事ってなんだろう？」「自分の得意、不得意ってなんだろう？」職種選択にお悩みの方を対象に、職業適性の検査を行います。筆記検査により７種の能力の測定を行います。後日、個別に結果のフィードバックも行っています。

15～49歳で就業していない方（要申込）定員８名

5月19日（木）
午後２時～午後４時

聖籠町立図書館　会議室

適性検査以外にも15～49歳で就業していない方を対象に、就職についての個別相談を行っています。詳しくは下記にお問い合わせ下さい。

・?下越地域若者サポートステーション
☎０２５４－２８－８７３５
電話受付時間　平日午前10時～午後５時まで（第２金曜日は休館日）

住宅用火災警報器の設置はお済みですか？

新発田消防本部では、管内における各世帯の住宅用火災警報器の設置状況の把握や今後の普及啓発活動に役立てることを目的に、住宅用火災警報器設置状況調査を実施します。

【調査期間】４月１日（金）～４月30日（土）

新発田広域管内の世帯

【調査方法】新発田消防本部ホームページ上に設けたWebアンケート（回答時間の目安は約２分以内、全６問選択式）

アンケート調査はこちらから↓

【ご注意】消防職員が、住宅用火災警報器や消火器を販売したり、民間の業者に点検などを委託することはありませんのでご注意ください。

?新発田消防本部　予防課
☎０２５４－２２－８０９６

日時　会場　内容　対象　申し込み　問い合わせ

～救うのは 一番近くの あなたの手～ 定期救命講習会のご案内

□心肺蘇生法（ＡＥＤ含む）・止血法など
救命講習Ⅰ（基本コース）２時間15分、救命講習Ⅱ（Ⅰ＋テスト）３時間15分、救命講習Ⅲ（小児）３時間、上級７時間、入門コース45分

◷聖籠会場の開催日は次のとおりです。（新発田、胎内会場については、消防本部のホームページからご確認ください）
４月15日（入門）、５月14日（Ⅰ）、６月10日（Ⅲ）、20日（Ⅰ）、７月10日（Ⅲ）、20日（Ⅰ）、８月５日（Ⅲ）、23日（Ⅰ）、９月９日（Ⅰ）、26日（Ⅱ）、10月６日（Ⅰ）、11月11日（Ⅰ）、12月９日（Ⅲ）、１月20日（Ⅰ）、２月10日（Ⅰ）、３月８日（Ⅱ）
各コース開始は午後１時30分、上級は午前９時～午後５時

□聖籠分署２階会議室（定員10名※感染防止対策期間中は６名）☎２７－２５００

【受付期間】開催日の10日前まで、定員になり次第締め切ります。

【申込方法】受講申請書によりお申し込みください。消防本部のホームページ（http://www.shibatakouiki.jp/119/）からも申請書をダウンロードできます。

【その他】受講料は無料です。入門コースは講習後の修了証が交付されません。

希望した会場から他の会場に変更をお願いする場合もあります。

※新型コロナウイルス感染症の感染状況を踏まえ、当面の間、マスクの着用や講習中のこまめな手指消毒などの感染防止対策を講じ講習会を実施します。
なお、新型コロナウイルス感染拡大により講習を停止している場合があります。
詳しくはホームページをご覧になるか、お申し込み時にご確認ください。

✉・？**新発田地域広域消防本部警防課**
☎０２５４－２２－９０７３
夜間・土日祝日除く
FAX０２５４－２６－６６９０
Eメール skeibouka@shibata-kouiki.jp

県立聖籠緑地公園情報モニター募集

県立公園を利用する皆さんの意見を、公園の利活用および管理運営に活用するため、公園情報モニターを募集します。

対20歳以上で、年間を通じて同公園を利用し、利用や管理に関心のある個人または地域の代表者

【委任期間】依頼日～令和５年３月31日（更新をお願いする場合があります）

【業務内容】年４回程度の活動報告、評価報告シートの提出

【その他】ボランティアのため報酬はありません

【応募方法】５月６日（金）午後５時までに、申込書を直接、郵送またはＥメールで提出してください。申込書は同公園管理事務所（島見緑地）にあるほか、県ホームページでダウンロードできます。

✉・？**新潟県都市整備課**（〒９５０－８５７０ 新潟市中央区新光町４番地１）
☎０２５－２８０－５３４５
Eメール ngt160050@pref.niigata.lg.jp

文化・観光施設などがお得に！ 新潟広域都市圏連携事業 共通割引券

「新潟広域都市圏」とは、当町を含む12市町村が広域で連携することで効率的な行政サービスの提供や圏域全体の経済の活性化を図るものです。
その取り組みの一つとして、各市町村の文化・観光施設で利用できる共通割引券を発行します。
この機会に様々な施設をお得に巡ってみませんか。
なお、割引額、営業時間、休館日は各施設により異なります。
割引券を利用できる施設の一覧は、新潟市ホームページで公開されていますので、左記ＵＲＬまたはＱＲコードからご覧ください。

共通割引券ＵＲＬ
http://www.city.niigata.lg.jp/kanko/bunka/oshirase/geijutsu-oshirase/kyotsuuwaribiki.html

お問い合わせ
役場総務課 広報広聴係（内線２２４）

本割引券を切り取り、各施設に持参してください。

新潟広域都市圏連携事業
文化・観光施設共通割引券

この券の提示で次の施設の入館料を割引します
（新 潟 市）マリンピア日本海、會津八一記念館
（三 条 市）諸橋轍次記念館
（新発田市）蕗谷虹児記念館、市島邸
（燕　　市）燕市産業史料館
（五 泉 市）五泉市村松郷土資料館、チャレンジランド杉川
（阿賀野市）吉田東伍記念博物館、水原代官所
（胎 内 市）胎内昆虫の家、胎内自然天文館
（弥 彦 村）弥彦の丘美術館
（阿 賀 町）三川・温泉スキー場

有効期限　2023年3月31日まで

※割引額、営業時間、休館日は各施設により異なります
※本人と同行者全員を割引します
※原本のみ使用可。有効期限まで何回でも使用できます
※他券との併用不可

聖籠町

◷日時 □会場 □内容 対象 ✉申し込み ？問い合わせ

ハーモニーこども園
子育て支援センター

みんなと一緒に遊びましょう
おいでよ！仲間になろうよ！

社会福祉法人真心福祉会
子育て支援センター
（ハーモニーこども園内）
☎２０－７７６６

すくすくサロン「さくらんぼ」

子育て支援センターでは、家庭で子育てが楽しめるように、ハーモニーこども園内にすくすくサロン「さくらんぼ」のお部屋を開放しています。お家で子育てをしている人が集まり、子どもがお部屋で元気いっぱい遊びながら、異年齢の交流ができたり、利用者同士仲間になったり、看護師や栄養士の育児相談も気軽にできます。みなさん、お友達と誘い合っておいでください。

「さくらんぼ」の主な予定

＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊

★計ってみよう！
～大きくなったかなぁ～身長・体重測定
＊毎月第３週の１週間体重計と身長計を設定しておきますので、計ってみて下さい。

★赤ちゃんびより・・・月１回水曜日（５月～）
＊１歳未満のお子さんとお家の方々でふれあい遊びや楽しい時間を過ごしましょう

★離乳食試食会・・・月１回
＊初期・中期・後期・完了食で実施しています

★季節の行事や製作遊び
＊毎月、親子で楽しむイベントを計画しています。
七夕会・秋の会・クリスマス会・豆まき会
ひな祭り会・誕生会など

★子育て相談・・・月曜日～金曜日
＊保育士・栄養士・看護師が相談に応じます

★土曜日もおいで！
＊休みのご家族もどうぞ遊びに来てください

★その他・・・ブックスタート等も予定しています

今年度より、**すくすくサロン「さくらんぼ」は、ハーモニーこども園内**で行います。
開放日・・月曜日～土曜日（無料です。）
★午前 ８：30 ～ 11：30
★午後 ３：00 ～ ５：00
一時預かり事業は、今まで通りほしぞらこども園内（旧聖籠こども園）で行います。

こんなことがあるよ！

＊＊＊お友達も誘っておいでください＊＊＊

１１日（月） すくすくオープン
（素敵なプレゼントがあるよ）
１３日（水） はじめましての会
２２日（金） 作って遊ぼう「こいのぼり」
＊行事がない日もお部屋や広場でたくさん遊びましょう

「さくらんぼ」利用にあたって！

＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊

★お子さんの遊び相手をしながら、親子の絆をしっかり深めることができます
★親子で仲間作りが楽しめリフレッシュできます。
★家庭以外の人とのかかわりが体験でき社会性が育まれます
★子育ての悩みや心配事など気軽に相談できます
★安心して子育てが楽しめる情報がいっぱいあります。（離乳食メニュー・トイレトレーニング・親子遊びなど）

＊＊毎月のおたより発行について＊＊

★毎月の詳細（予定）については、おたよりを発行していますのでご覧ください。
★おたよりはハーモニーこども園・保健センター・亀塚児童館・町立せいろう幼稚園・各保育園・図書館などにおいてあります。ご自由にお持ちください。
また、カレンダーを各所に掲示してありますのでご覧下さい。

コロナ感染症対策の為人数制限をし、事前の電話予約でおこなっていますので来られる際にはお電話の方をよろしくお願いいたします。

※コロナ対策を万全にして待っています

＊コロナウイルス感染症の状況により、行事が中止になる事がありますので、ご了承ください。

ハーモニーこども園すくすくサロン「さくらんぼ」地図

地域すくすくサロンまごころからのお知らせ

聖籠町子育て支援センター
（社会福祉法人　真心福祉会　ハーモニーこども園内）
TEL 0254−20−7766

令和４年度は蓮野地区多目的屋内運動場、 そだちの家に子育て支援センターのスタッフがおもちゃを持って出向きます。絵本の読み聞かせやリズム遊び、製作など楽しい行事も計画しています。

初めての方も子育て支援のスタッフが待っているので、気軽に遊びに来てくださいね。多くの親子が参加しやすい場となるように、スタッフが楽しい事を計画しますので、たくさんの参加をお待ちしています。お子さんと一緒に遊びながら、みんなで楽しくおしゃべりをしたり、お友だちを作りませんか♪

※コロナ対策も万全にして待っています。

お問い合わせは、子育て支援センターまでお願いします。

聖籠町全地域の未就園児の親子対象です！
地域関係なく、どちらの施設にも遊びに来てください！

★ 場所・・・・蓮野地区多目的屋内運動場（小体育館）
★ 日時・・・・毎月第２・４・５木曜日
（８月・１２月は毎週）
★ 時間・・・・午前１０時００分～１１時３０分

★ 場所・・・・そだちの家
★ 日時・・・・毎月第１・３木曜日
（８月・１２月はお休み）
★ 時間・・・・午前１０時００分～１１時３０分

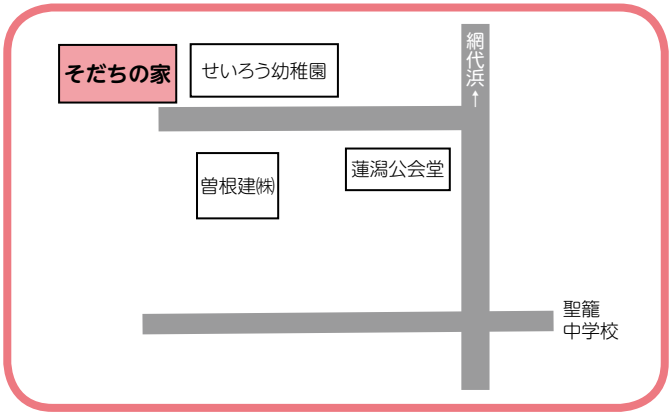

※今年度より新しい場所に変更に
なりました。
よろしくお願いします♪

聖籠町産後ケア事業について

産後のお悩みとして、「実家が遠方にあり頼れない…」「夫は仕事で帰りが遅く頼れない」「沐浴を手伝ってくれる人がいない」など出産後の回復や育児に不安をもっている方などが、病院や自宅などで支援を受けることができます。

対　象

聖籠町に住所のある出産から１年未満のお母さんとお子さんで、下記のような内容に該当する方。
・お母さんの体調不良や育児不安などがある方
・産後の経過に応じた休養や栄養の管理など、日常生活面について保健指導が必要な方
（家族などから支援が受けられない方）　など

利　用

最大７日間分（宿泊ケアと訪問ケアそれぞれ）

R4.４月開始!

種　類

	宿泊ケア	訪問ケア
委託先（実施場所）	関塚医院・富田産科婦人科クリニック（新発田市） ※その他の産院はご相談ください	ご自宅もしくは里帰り先（聖籠町内）などに町委託助産師が訪問
自己負担額	１日　約８０００円 ※費用は医療機関によって異なり、前後することがあります。	１回１時間　１０００円 ２時間　２０００円 ※双胎の場合、 １時間１５００円・２時間３０００円
注意事項	・空き室の状況により、希望どおりの利用ができない場合もありますので、施設とご相談ください。 ・上記費用は、母親と新生児１人についての料金となり双胎の場合は追加があります。また室料を含まない場合もありますので施設に直接ご確認ください。	・ご希望に応じて日程調整をしますが、希望が集中する場合など期待に添えないこともありますので、ご承知おきください。 ・ベビーシッター事業ではないため、**原則保護者の同席が必要**となります（仮眠等は可能であり、その都度ご相談ください）。

申　請

保健師にご相談ください。
※出産前に事前申し込みをおすすめしますが、利用開始時に申請することも可能です。

「初めての出産で、産後の生活が想像つかない」「まずは出産準備をどうしたらいいのか？」など不安がありましたら、まずはお気軽に保健師へご相談ください。
マタニティ教室も開催していますので、ぜひご参加ください！

お問い合わせ　保健福祉課（町保健福祉センター内）　保健師　☎２７－６５１１

町の宝で～す
2月の乳児健診から

伊與部 大晴（たいせい） ちゃん

松永 謙水（けんと） ちゃん

三上 寿明（としあき） ちゃん

大橋 愛音（あおと） ちゃん

宮良 瞳（ひとみ） ちゃん

小林 恭大（きょうた） ちゃん

本間 凪紗（なぎさ） ちゃん

板垣 快李（かいり） ちゃん

本間 洵（しゅん） ちゃん

坂上 結南（ゆな） ちゃん

元気に育ってね！

この写真は保健福祉センターで行われている乳児健診会場で主に４カ月健診対象乳児を撮影しています。

本間 世那（せな） ちゃん

田中 夕陽（ゆうひ） ちゃん

渡辺 蓮（れん） ちゃん

坂井 梨空（りく） ちゃん

食は味楽来（ミラクル）

朝食、ごはん派 OR パン派

みなさんの**朝食**はどんな内容でしょうか？さて、下の２つは和食と洋食それぞれの定番メニューです。
この食事の違いはどこにあるでしょうか？

ごはん　160g
焼きアジ　小１尾（60g）
大根おろし　（20g）
ほうれん草のおひたし（50g）
みそ汁（わかめ､豆腐､えのき､ネギ）１杯

エネルギー 404 kcal
（うち、脂質からのエネルギーは 9.6%）

食パン（６枚切）１枚
バター　（10g）
ハム＆エッグ（油　小さじ１）
野菜サラダ（ドレッシング 15g）
牛乳（200 cc）

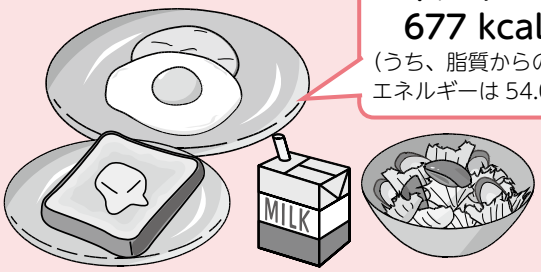

エネルギー 677 kcal
（うち、脂質からのエネルギーは 54.0%）

どちらの食事も主食・主菜・副菜がそろったバランスのよい朝食ですが、別の視点から比べてみますと実はごはん食の方が 273kcal もエネルギーが少なく、また**低脂肪**です。

主食がパンの場合、バターやマーガリンを塗りたくなる上、ハムやウインナー、サラダ（ドレッシングやマヨネーズ）といった油と相性がよいおかずや、牛乳やヨーグルト、チーズなど一緒に取ることもあり、脂質が多くなりがちです。その点、ごはんは魚や豆腐、野菜を組み合わせやすく、「焼き物」「蒸し物」「和え物」と油の量を増やさず食べられるおかずもよく合います。

食習慣の見直しにおいて、**脂質の取り方にも注目**してみましょう。

また、**塩分**に関しては、**加工品**が多くなると塩分摂取量は増えていきます。パンは意外と塩分が多く含まれています。パン、ハム、ドレッシング、粉末カップスープで塩分が６～８g/ 食という場合もあります。**意識なしで高塩分習慣**だったということもありますね。

お問い合わせ　保健福祉課（町保健福祉センター内）管理栄養士　☎２７－６５１１

アルビレックス新潟情報!!

トップチーム

2022シーズン「ご当地応援選手」決定!

昨年に引き続き、アルビレックス新潟ではさらにホームタウン活動を推進するべく、「ご当地応援選手」「市町村デー」を実施させていただきます。ホームタウンである各市町村の魅力を広く発信するお手伝いをし、さらに各地域にお住まいの方々にクラブや選手を知ってもらい、アルビレックス新潟が皆様の身近な存在となることを目指してまいります。

〈目的〉
・アルビレックス新潟や選手が協力させていただき、ホームタウン30市町村の魅力を広く発信する
・地域に愛されるクラブ、チーム、選手を目指す

〈実施内容〉

■ご当地応援選手
・県内30市町村を7つのエリアに分け、担当するエリアの市町村を選手が応援
・各市町村が情報発信する際に、選手やマスコットを広報やPRに活用
・クラブおよび選手もSNSなどを通じて各市町村の情報発信に協力

■市町村デー
・リーグ戦の各試合を「市町村デー」として設定し、試合会場にてPR機会を設定
・対象市町村の住民の皆様に試合観戦機会をご提供（観戦ご優待）

聖籠町は、新発田市、五泉市、阿賀野市、阿賀町と一緒に「新発田・阿賀エリア」として設定しています。昨年に引き続き、エリアリーダーはDF舞行龍ジェームズ選手（No.5）。メンバーは、FW矢村健選手（No.28）に加え、今シーズンから加入したMF伊藤涼太郎選手（No.13）、MFシマブクカズヨシ選手（No.29）の全4名です。聖籠町の皆さん、よろしくお願いいたします!

▲新加入のMF伊藤涼太郎選手

2022シーズン ホーム開幕!

3月5日（土）、対戦相手にレノファ山口FCを迎え、デンカビッグスワンスタジアムでのホームゲームが開幕しました。スターティングイレブンには、新発田・阿賀エリアのご当地応援選手である舞行龍選手、伊藤選手、矢村選手が名を連ねました。前半、何度もシュートチャンスをつくり出すものの、得点を奪えずに0-0で前半を終了しました。

後半13分に山口に先制点を許しましたが、後半32分に攻撃的なプレーが持ち味の伊藤選手のスルーパスが起点となり、MF本間至恩選手（No.10）がゴールを決めて同点に追いつきます。

試合はそのまま1-1で終了。開幕から3試合連続で引き分けの悔しさを晴らせるのは、勝利しかありません。2022シーズン、「より攻撃的に!」戦い、皆様のご期待やご支援にお応えできるよう、全力を尽くしてまいります。

レディース

WE ACTION DAY（理念推進日）を実施

▲プレイヤーズトークショーに出演

3月5日（土）より、2021-22 Yogibo WEリーグ後半戦が開幕しました。アルビレックス新潟レディースは「WE ACTION DAY（理念推進日）」として、「WEの輪を広げよう」をテーマに、アルビレックス新潟のホーム開幕戦（山口戦）の会場であるデンカビッグスワンスタジアムにて、3つのアクションを実施しました。WE ACTION DAYとは、試合がない日にWE

リーグやクラブの理念に基づいた活動をする取り組みです。

ＡＣＴＩＯＮ①では、選手16名がアルビレックス新潟のサポーターの皆さまへ、クラブの理念を記載したＷＥステイトメントペーパー約３０００枚を配布しました。

ＡＣＴＩＯＮ②では、オレンジトラックにて道上彩花選手と滝川結女選手がプレイヤーズトークショーに出演しました。

ＡＣＴＩＯＮ③では、オンラインで新潟県親子サッカー教室を開催しました。選手８名が参加し、親子13組と一緒に身体を動かしたり、ボールを使ったトレーニングをしたりと画面越しで交流をしました。

そして、いよいよ13日（日）に後半戦初戦を長野で迎えます。前半戦での反省や改善点を修正しながら、後半戦は１つでも多くの勝ち点３を奪えるよう、チーム一丸となって闘います。引き続き温かいご声援よろしくお願いします。

４月の試合予定

※ホームゲームのみ掲載

〈明治安田生命Ｊ２リーグ〉

第９節　４月10日（日）
vs栃木ＳＣ
午後２時キックオフ

第11節　４月23日（土）
vsＶ・ファーレン長崎
午後２時キックオフ

第12節　４月27日（水）
vsいわてグルージャ盛岡
午後７時キックオフ

※会場はすべてデンカビッグスワンスタジアム

〈Ｙｏｇｉｂｏ　ＷＥリーグ〉

４月３日（日）
vsノジマステラ神奈川相模原
午後２時キックオフ

４月24日（日）
vsＩＮＡＣ神戸レオネッサ
午後２時キックオフ

JAPANサッカーカレッジからのお知らせ

聖籠町への提言

２月２日（水）・４日（金）に、聖籠町の課題解決提言をオンラインにて実施しました。

この提言は、地域連携論という授業の一環としてサッカービジネス科一年の学生が６グループに分かれ、聖籠町の課題を探り、解決するための施策を考えたものです。

学生は聖籠町に来てまだ一年が経っていないことに加え、コロナ禍で地域の方々との交流が少ないこともあり、聖籠町の現状や課題が見えていない状況でした。そのため、資料やインターネットの情報から私たちなりに聖籠町の課題を探し、サッカークラブとして地域に貢献できることを模索しました。

食育や公園遊び、防災教室など様々な企画を考えましたが、今後さらに聖籠町のことを知り、地域に貢献していきたいと思います。

新シーズン開幕

ＪＡＰＡＮサッカーカレッジ・ＣＵＰＳ聖籠・ＪＡＰＡＮサッカーカレッジレディースの開幕戦を迎えることができました。選手情報や試合結果はＪＡＰＡＮサッカーカレッジ学生運用ホームページをぜひチェックしてください。

今年からチームスローガンを「ＬＩＮＫ（リンク）」に定めました。地域・パートナー・クラブがひとつの輪となるような関係性を築き、聖籠町を私たちクラブが明るく照らすように活動していくことを目指します。

チームが躍動するには、皆さまの熱い応援が必要不可欠です。ホームゲーム開催日にはぜひ会場に来て応援してください。

LiNK

町外にお住まいの方に広報せいろうを送りませんか

―広報送付制度のご案内―

日頃から広報せいろうをご愛読いただきありがとうございます。

町では、町出身の方で町外にお住まいの方や近隣市町村の方に聖籠町の情報を送りたいというご要望に応えるために、『広報せいろう』の有料送付を行っています。

希望される方は、役場総務課の窓口で料金を添えてお申し込みください。

【送付料】１２００円
（１年分・５月号～翌年４月号）

？役場総務課

広報広聴係（内線２２４）

日時　会場　内容　対象　申し込み　？問い合わせ

祝　聖籠中卒業

１２９人の新たな門出をお祝い申し上げます。
未来へはばたけ！卒業生！

聖籠町公式 LINE

聖籠町公式 LINE では、町から町民の皆さんへ広くお伝えしたい**「行政情報」**のほかに、**各分野（カテゴリ）に特化した情報**も入手できます。

①右記のＱＲコードを読み取り友だち追加
②登録案内メッセージが届くので、メッセージ中の URL にアクセスして配信カテゴリの中から必要な情報を選択

URL：https://lin.ee/cGEePXC

聖籠町公式 Twitter

聖籠町公式 Twitter では、町から町民の皆さんへ広くお伝えしたい**「行政情報」**のほかに、**他機関が配信する情報をリツイート**したり、**町のイベント当日の様子**や、町内外に向けて**町の魅力が伝わるような情報**を配信します。

下記の QR コードから「アカウントをフォロー」

または、「@seiro_kouhou」で検索

■発行 聖籠町役場　■編集 総務課　〒957−0192 新潟県北蒲原郡聖籠町大字諏訪山1635番地4　☎(0254)27−2111 FAX(0254)27−2119
■ホームページアドレス http://www.town.seiro.niigata.jp E-mail:soumu@town.seiro.niigata.jp　■印刷 ㈱天野印刷